

国立大学法人岡山大学ダイバーシティ推進委員会規程

〔平成23年7月5日〕
〔岡大規程第78号〕

改正 平成24年3月30日規程第36号

平成28年3月31日規程第50号

平成29年3月31日規程第33号

（設置）

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）に、法人におけるダイバーシティの推進のため、ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 ダイバーシティ推進に係る基本方策に関すること。
- 二 ダイバーシティ推進方策の企画、立案及び実施に関すること。
- 三 ダイバーシティ推進の実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- 四 ダイバーシティ推進に係る学内各組織間の連絡調整に関すること。
- 五 ダイバーシティ推進に係る広報及び啓発活動に関すること。
- 六 その他ダイバーシティ推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 学長
- 二 各理事（非常勤の者を除く。）及び事務局長
- 三 各学部長
- 四 大学院各研究科長
- 五 各研究所長
- 六 岡山大学病院長
- 七 各全学センター長
- 八 附属図書館長
- 九 ダイバーシティ推進本部の各室長
- 十 その他委員長が必要と認めた者

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する理事がその職務を代理する。

（代理者）

第5条 第3条第3号から第10号までに掲げる者に事故があるときは、代理者を出席させることができる。

（委員会の成立等）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務・企画部人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。